

令和 4 年度 第 1 回
愛南町定例農業委員会議事録

招集年月日	令和 4 年 4 月 25 日(月) 午後 4 時 00 分～午後 5 時 00 分					
招集の場所	役場本庁 3 階 大会議室					
出席委員 <u>13 名</u> 欠席委員 <u>0 名</u>	議席番号	農業委員氏名	出欠の別	議席番号	農業委員氏名	出欠の別
	1	和喜田 重則	出	8	欠番	—
	2	孝野 覚也	出	9	河野 仁	出
	3	西本 繁夫	出	10	尾崎 春夫	出
	4	中川 里美	出	11	田中 定嘉	出
	5	西口 孝	出	12	山田 聡	出
	6	太田 憲男	出	13	谷口 八千代	出
	7	山口 深	出	14	浜田 暁	出
議事録署名人	10	尾崎 春夫		11	田中 定嘉	
職務のため 総会に出席 した者の氏名 推進委員 5 名 事務局職員 2 名	職名	氏名		職名	氏名	
	推進委員	田中 均		推進委員	増崎 淳子	
	推進委員	吉見 克巳		推進委員	山本 哲也	
	推進委員	和泉 壽男				
	事務局長	吉村 克己		課長補佐	尾川 勝彦	
会議の内容	<p>議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について</p> <p>議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について</p> <p>議案第 4 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について</p> <p>議案第 5 号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について</p> <p>議案第 6 号 農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)</p> <p>議案第 7 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する下限面積に代わるべき別段の面積の承認について</p>					

令和4年度第1回愛南町定例農業委員会次第

事務局	只今から令和4年度愛南町農業委員会第1回定例総会を開会致します。
議長(会長)	(会長挨拶)
事務局	それでは、只今から議案審議に移らせていただきます。河野会長、議事進行をお願い致します。
議長(会長)	それでは、これより本日の会議を開きます。 出席委員は13名中13名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告申し上げます。 まず、日程第二、議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に10番、尾崎 春夫委員と11番、田中 定嘉委員を指名致します。 それでは、日程第三、議案審議に入ります。 まず、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。
事務局	議案説明の前に、取消願が提出されましたので、ご報告いたします。3条の取消願が1件でございます。これは、令和2年7月の定例会で許可をいただきました受付番号5番、緑甲の2筆、畑・1,010㎡で3条所有権の案件でございます。この3条取消により、今回5条での申請が提出されています。土地の所有権は譲受人に移っているので4条申請と考えられ、県に確認しましたところ、3年3作の要件で4条申請ではなく3条取消を行い、5条申請との指導をいただいております。報告は以上です。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願いいたします。 受付番号1番、御荘和口の7筆、地目・面積は田・4,518㎡、畑・4,013㎡、計8,531㎡で3条有償移転でございます。経営面積は43.2aでございます。また、現況地目が宅地になっているのは、農業用倉庫となっております。 以上1件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。また、申請書等及び現地を確認した結果、第3条第2項の各号には該当しないと考えております。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんより報告を受けたいと思います。1 番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、和口に入りまして金毘羅神社があるのですが、そこから 200mほど入ったところで、田は譲渡人の家の下、農免道路の下。畑は家の上になっております。譲渡人は退職されご病気もあり、また子供は農業をされないということです。田は耕作していましたが、畑は、1・2 年は耕作してなく、このままだと耕作放棄地になってしまうと。それで、譲渡することとなりました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 2 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、ご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願いいたします。</p> <p>受付番号 1 番、一本松、地目・面積は畑・148 m²でございます。転用目的は一般個人住宅でございます。また、農地の区分は、市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>以上 1 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。1 番お願い致します。</p>

委員	<p>場所は、航空写真の左の隅が旧道の四つ角です。手前に白く見えるのが農協です。そこから50mほど入ったところに家があるのですが、家の方をさわろうとしたら、一部農地だったということで、今回の申請に至ったと聞いております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号1番、城辺甲、地目・面積は田・341㎡でございます。転用目的は一般住宅でございます。本事業は、平成28年1月28日付けで許可が出されましたが、申請者の妹と同居するため2世帯住宅とすることとなり追加の居室等を確保する必要が生じたため、住宅等面積が変更となり、隣接する城辺甲、田・410㎡に越境してしまいましたが、所有者に了解を得て、徐々に縁台や花壇の造営を行い、一体利用しております。また、農地の区分は、良好な営農条件を備えている農地で第1種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」に該当するため、許可は可能と思われれます。</p> <p>以上1件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。1番お願い致します。</p>

委員	<p>場所は豊田です。倉庫の前で、道端です。説明のとおり 28 年に許可が下りているが、二世帯住宅にするため変更が生じたということです。家を建てた後に測量したら、隣にはみ出していた。配置図を見てもらうとわかるのですが、家を建てた後にはみ出していたことが確認できたので、改めて申請が必要で一体利用ということで変更申請をし、始末書も添付して申請するという事です。以上です。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>隣のはみ出た分を住宅にして、次に 5 条で、隣の農地も全部買うということ？</p>
事務局	<p>議案第 3 号につきましては、事業の計画変更です。平成 28 年度は申請地の中に住宅を建てるということでしたが、実際には 2 世帯住宅にするという形で大きな建物になってしまった。隣の農地に入っていたということで事業計画変更の承認をいただきまして、次に議案第 4 号の 1 番で 5 条の許可申請という形になります。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p> <p>次に、議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 4 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請に対する意見について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 1 番、城辺甲、地目・面積は田・410 m²でございます。転用目的は住宅でございます。先ほどの議案第 3 号の土地との一体利用となります。また、農地の区分は、良好な営農条件を備えている農地で第 1 種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「集落接続」に該当するため、許可は可能と思</p>

	<p>われます。</p> <p>受付番号 2 番、緑甲の 2 筆、地目・面積は畑・1,010 m²でございます。転用目的は農家住宅でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 3 番、城辺甲の 2 筆、地目・面積は畑・345 m²でございます。転用目的は住宅でございます。また、農地の区分は市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 4 番、城辺甲、地目・面積は畑・158 m²でございます。転用目的は住宅でございます。また、農地の区分は、良好な営農条件を備えている農地で第 1 種農地と判断されますが、例外許可事項のうち「施設の拡張」に該当するため、許可は可能と思われま。</p> <p>受付番号 5 番、一本松、地目・面積は畑・243 m²でございます。転用目的は住宅でございます。また、農地の区分は市街地の区域内または市街地化の傾向が著しい区域内にある農地で、第 3 種農地と判断されます。</p> <p>受付番号 6 番、満倉、地目・面積は畑・498 m²でございます。転用目的は住宅でございます。また、農地の区分は農地の一定規模以上の集団性もない生産性の低い農地で、第 2 種農地と判断されます。</p> <p>以上 6 件でございます。申請につきましては、該当する地区の農地利用最適化推進委員さんより調査書も提出いただいております。ご審議のほどよろしくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、地元委員さんよりご報告を受けたいと思います。1 番お願ひ致します。</p>
委員	<p>場所は、先程と同じ場所です。配置図を見てもらうとわかるように、はみ出したということで申請地ではないところに建物が建っているということで隣接地を譲り受けて一体利用とするということです。以上です。ご審議の程、宜しくお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願ひたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願ひ致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>

議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。2番お願い致します。</p>
委員	<p>地図を見ていただいて、右側のまっすぐある道路は、緑から一本松に抜ける農道です。脇の農道を下がっていきましたら里道との間にある場所で、以前は畑でという場所でしたが、農業用住宅というか農業の作業をしながら休める場所を申請したいということです。隣は山のようになっているのですが、きれいに草を刈って整備はされております。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
事務局	<p>事務局からもう一度説明します。皆さんにも現地を確認していただいております。県の意向では、三年三作は農業委員会の判断で構わないという返事をいただいていたのですが、再度確認したところ、三年三作は生きているということで、4条ではなく5条で申請をするように、ということがありました。現状は、整地をされていますが、今後につきましては、住宅・販売所を作りたいという申請で上がってきております。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。3番お願い致します。</p>
委員	<p>グラウンドから入り病院の前に町営住宅があり、その隣のあたりになります。現在、譲受人は実家にいますが、子供が成長して不便になってきたので新たに土地を取得し自己住宅を建てたいということです。申請地の左に住宅を建て、右を駐車場とするようです。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご</p>

	意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	白く見えるのは何？
事務局	事務局で確認したところ、鳥の鶏舎の跡だと聞いています。
議長(会長)	ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。4番お願い致します。
委員	場所は太場です。譲受人は、隣接の建物を所有していて、手狭なので申請地を買い受けて拡張し、物干を設置するそうです。航空写真を見ていただくと、購入した時から家が建っていて、始末書を添付して申請するという事です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。
事務局	それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。
委員	この建物は利用するの？
事務局	事務局のほうでは、そう聞いております。譲渡人は娘さんが松山にいるのでそちらに移ると聞いています。
議長(会長)	ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
議長(会長)	ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。5番お願い致します。
委員	地図を見ていただいて、上が町営駐車場、右側にあるのが病院です。もともとは、隣が宅地で、裏の申請地が家庭菜園で野菜を植えたりしていたのだろう

	<p>と思うのですが、現在は更地となっています。譲受人は、一本松に家を建てたいということで今回の申請に至りました。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。6番お願い致します。</p>
委員	<p>場所は、満倉からライスセンターのほうに農免道路を上がり、頂上の少し手前です。二人は親子です。譲受人は、満倉に家を建てたのですが古くなったので、安全な場所に家を建てたいということで今回の申請です。以上です。ご審議の程、宜しくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定を致しました。</p>
	<p>次に、議案第5号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第5号、荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号1番、中川の3筆、地目・面積は畑・2,498㎡でございます。場所</p>

	<p>は、城辺から一本松方面に進み、中川トンネル付近の道の右側、砂置場から進んで行き、寺までの間の山側の 3 箇所です。</p> <p>対象地の調査年月日は令和 3 年 9 月 21 日、これは農地パトロール全体の最終日となっております。利用状況調査結果は遊休農地ではない、荒廃農地調査分類はB分類でございます。現地を確認しました結果、状況といたしましては、いずれの対象地も農地パトロールの調査結果通り、山林・原野化しております。いずれの対象地も雑木や竹が生えており、農地としての復旧は困難であり、今後の農地としての活用も見込まれないものと思われまます。また、周囲につきましても、対象地同様に山林・原野化しております。以上 1 件でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
委員	<p>目的は？</p>
事務局	<p>現況が山であるから非農地にしたいということをお話していました。</p>
議長(会長)	<p>ほかに無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定を致しました。</p> <p>次に議案第 6 号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 6 号、農用地利用集積計画の承認について(利用権貸借)、をご説明させていただきます。議案説明資料も併せてご確認いただきますようお願い致します。</p> <p>受付番号 1 番は再設定で、柏の 3 筆、地目・面積は田・1,281 m²、賃貸借で生産物は水稲・果樹・野菜、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 2 番は再設定で、御荘長月、地目・面積は田・2,662 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 6 年でございます。</p> <p>受付番号 3 番は再設定で、僧都、地目・面積は田・1,107 m²、賃貸借で生</p>

産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 4 番は再設定で、緑丙、地目・面積は田・3,411 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

受付番号 5 番は再設定で、緑乙の 2 筆、地目・面積は田・2,399 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。

受付番号 6 番は再設定で、増田の 2 筆、地目・面積は田・2,457 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 5 年でございます。

受付番号 7 番は再設定で、広見の 4 筆、地目・面積は田・778 m²、畑・955 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 3 年でございます。

受付番号 8 番は再設定で、広見の 3 筆、地目・面積は田・7,482 m²、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 9 番は再設定で、広見の 2 筆、地目・面積は田・5,653 m²、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 10 番は再設定で、広見、地目・面積は田・5,850 m²、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 11 番は再設定で、広見の 2 筆、地目・面積は田・8,336 m²、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 12 番は再設定で、広見の 2 筆、地目・面積は田・5,011 m²、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 13 番は再設定で、広見 1434 番 1、地目・面積は田・7,000 m²、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 14 番は再設定で、広見の 2 筆、地目・面積は田・1,616 m²、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 15 番は再設定で、広見、地目・面積は田・3,737 m²、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 16 番は再設定で、広見の 2 筆、地目・面積は田・1,752 m²、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 17 番は再設定で、広見の 6 筆、地目・面積は田・9,872 m²、賃貸借で生産物は飼料稲、期間は 6 年でございます。

受付番号 18 番は再設定で、上大道、地目・面積は田・303 m²、使用貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。

受付番号 19 番は新規で、城辺乙の 2 筆、地目・面積は田・2,261 m²、賃貸借で生産物は水稲・野菜、期間は 10 年でございます。

受付番号 20 番は新規で、広見、地目・面積は田・564 m²の内 450 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。

	<p>受付番号 21 番は新規で、広見、地目・面積は田・832 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 10 年でございます。</p> <p>受付番号 22 番は新規で、緑甲、地目・面積は田・1,799 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 23 番は新規で、御荘平城の 5 筆、地目・面積は田・2,375 m²、賃貸借で生産物は水稲、期間は 5 年でございます。</p> <p>受付番号 24 番は再設定で、御荘平城の 6 筆、地目・面積は田・5,164 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 1 年でございます。</p> <p>受付番号 25 番は再設定で、城辺甲の 2 筆、地目・面積は田・1,767 m²、賃貸借で生産物は野菜、期間は 1 年でございます。</p> <p>以上 25 件でございます。なお、本案件におきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、13 番は山口委員が議案関係者ですので退室をお願い致します。</p> <p>(山口委員 退室)</p>
議長(会長)	<p>13 番ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>(異議なし)</p>
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p> <p>(山口委員 入室)</p>
議長(会長)	<p>その他ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>

委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり決定を致しました。</p> <p>次に議案第 7 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する下限面積に代わるべき別段の面積の承認について、を議題と致します。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 7 号、農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する下限面積に代わるべき別段の面積の承認について、ご説明させていただきます。農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する下限面積 50aにつきまして、一定条件を満たす区域においては、農業委員会がこれに代わるべき別段の面積を設定できることとなっておりますので、下記の通り提案するものでございます。内容につきましては、昨年度と同様であります。旧内海村、旧南内海村、旧東外海村、旧西海町の地域を 20a、その他の地域を 30aとしております。ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
議長(会長)	<p>それでは説明が終わりましたので、ご審議願いたいと思います。どなたかご意見、ご質疑ありましたらお願い致します。</p>
議長(会長)	<p>無いようでしたら承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり承認することに決定を致しました。</p>
議長(会長)	<p>以上で、本日の定例会に提案いたしました全ての審議が終了致しましたので、議事を閉じることと致します。</p>

以上、議事録の正確を証するため署名する。

議長 河野 仁

議事録署名人 尾崎 寿夫

議事録署名人 田中 定嘉